

| 資料提供 | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 令和6年10月21日 | |
| 課名：税務課 担当：横田 直通：082-513-2319 | 課名：観光課 担当：石濱 直通：082-555-2010 |

広島県 宿泊税導入に係る意見の募集（パブリックコメント）の実施について

1 要旨

観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくためには、

- ・ 滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度や利便性の向上
- ・ 今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題

などに果敢に取り組んでいくことが不可欠であり、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で、今後の観光施策を拡充・強化していくことが必要である。

このためには、中長期にわたって安定的に一定規模の財源を新たに確保する必要があることから、広島県では、宿泊税の導入に向けた検討を進めており、県民等からの御意見を幅広く募集する。

2 募集する意見

広島県 新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料に対する意見

3 募集期間

令和6年10月22日（火）～令和6年11月21日（木）

（郵送の場合は、令和6年11月21日消印まで）

4 意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。

なお、意見を正確に把握するため、電話での受付は行わない。

(1) 電子メール syokankou@pref.hiroshima.lg.jp

※ 件名に「広島県宿泊税パブリックコメント」と記入

(2) 郵送 〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル8階

広島県商工労働局観光課観光戦略推進グループ

(3) FAX 082-555-1223

5 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、導入検討にあたり参考にする。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。

6 資料の閲覧

(1) 広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/78/syukuhaku-iken.html>

(2) 閲覧場所

| 機 関 名 | 所在地 | 電 話 |
|------------------------|------------------------------|--------------|
| 行政情報コーナー（県庁南館1階） | 広島市中区基町 10-52 | 082-513-2380 |
| 商工労働局観光課 観光戦略推進グループ | 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 8階 | 082-555-2010 |
| 総務局 西部総務事務所 総務第二課 | 廿日市市桜尾本町 11-1 第1庁舎 1階 | 0829-32-1141 |
| 総務局 西部総務事務所呉支所 総務課 | 呉市西中央一丁目 3-25 | 0823-22-5400 |
| 総務局 西部総務事務所東広島支所 総務課 | 東広島市西条昭和町 13-10 | 082-422-6911 |
| 総務局 東部総務事務所 総務課 | 福山市三吉町一丁目 1-1 | 084-921-1311 |
| 総務局 東部総務事務所 総務第二課 | 尾道市古浜町 26-12 | 0848-25-2011 |
| 総務局 北部総務事務所 総務課 | 三次市十日市東四丁目 6-1 | 0824-63-5181 |
| 総務局 北部総務事務所 総務第二課 | 庄原市東本町一丁目 4-1 | 0824-72-2015 |

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ その他の機関 : 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合せ先

広島県商工労働局観光課観光戦略推進グループ 電話：082-555-2010